



ごみの不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条により禁止され、罰則規定も設けられています。しかし、河川敷や山林といった人目につみにくい場所、雑草が生い茂っているような管理の行き届いていない場所での不法投棄が後を絶ちません。不法投棄されたごみは、美観を損なうばかりか、新たな不法投棄を誘発し、生活環境を悪化させることとなります。土地の所有者および管理者は、こまめな見回りや清掃を心がけてください。

■不法投棄を防止するため、市では次のような対策を実施しています。

- 多発地への不法投棄防止警告看板の設置
- 定期的なクリーンパトロール
- 警察との連携による投棄者の検挙

地域の環境について、私たち一人ひとりが日ごろから考え、不法投棄のないきれいなまちにしましょう。

(罰則) 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が課せられる場合があります。(同法第25条第1項)
(法人の場合は3億円以下の罰金)



ごみの野外焼却は禁止されています

家庭や事業所から出るごみは、正しく分別し、適正に処理してください。野外焼却(野焼き)や簡易焼却炉を使用した焼却はやめましょう。

(ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却も野外焼却と同じです。)

ごみの野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2により禁止され、罰則規定も設けられています。

野外焼却の煙は、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因となるだけでなく、すす、悪臭は周囲の人の迷惑となり、空気の乾燥しやすい時期には、火災を引き起こす危険性もあります。

《野外焼却の例外》

- ・農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ・地域的習慣による催し、宗教上の行事に伴う焼却 など

※野外焼却の例外であっても近所に迷惑がかからないよう気をつけましょう。

(罰則) 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金が課せられる場合があります。(同法第25条第1項)

問い合わせ

近江八幡市市民部 環境課

〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地 電話36-5509 FAX36-5882



この印刷物は、大豆インクを使用した環境対応インクを印刷し、印刷は有害な物質を排出しない水溶性インクを使用しています。